

鞍手町中小企業活性化計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 意見の募集概要

意見の募集期間	平成30年10月15日 ～ 平成30年11月14日
意見の周知方法	町ホームページ、公共施設(役場、中央公民館、福祉センター)へのポスター掲示及び
意見の提出方法	ホームページ、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

パブリック・コメントの結果、修正すべき意見の提出がされたため、記載内容の一部を修正します。

項 目	件数	区 分			
		A	B	C	D
第1章 活性化計画の策定にあたって					
1 計画策定の背景					
2 計画の位置付け					
3 計画期間	1				1
4 中小企業の定義					
第2章 町の中小企業を取り巻く現状と課題					
1 将来人口の推移					
2 年齢3区分別人口の推移					
3 商工業者数の推移	1	1			
4 業種別の推移	1	1			
5 出荷額等の状況					
6 中小企業を取り巻く課題					
第3章 中小企業の振興に関する計画策定の基本方針					
1 基本的な考え方					
2 計画の基本方針	1				1
第4章 中小企業の振興施策の展開					
1 基本方針ごとの方向性・取り組み内容					
①-A 経営基盤強化					
①-B 人材育成・確保					
①-C 事業承継					
②-A 新事業創出及び創業支援					
②-B 新たな事業活動の推進	1				1
③-A 情報収集及び発信の強化					
第5章 中小企業の振興に関する協力体制					
1 施策の推進体制と役割分担					
【参考資料】					
1 鞍手町中小企業振興基本条例					
2 鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱					

3 鞍手町小規模企業等振興審議会委員名簿					
4 鞍手町小規模企業等振興審議会専門部会委員名簿					
5 鞍手町中小企業活性化計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について					
6 鞍手町中小企業活性化計画策定までの経過					
合 計	5	2	0	0	3

【区分の説明】

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とさせていただくもの

D…意見を反映する見込みのないもの

3. 提出されたご意見及び町の考え方

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
1	第2章 町の中小企業を取り巻く現状と課題 3 商工業者数の推移 4頁	P2第5次鞍手町総合計画の計画期間が平成28年度から平成36年度までの9年間となっていますが、まちがいではないか確認して下さい。	鞍手町第5次総合計画は、先に策定された「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画年度に合わせることにしたため、前期基本計画を4年、後期基本計画を5年としており、基本構想の期間は9年間であることを確認しました。	D

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
2	第2章 町の中小企業を取り巻く現状と課題 4 業種別の推移 4頁	P4「3. 商工業者数の推移」で、2008年の503者から2010年の590者と87者増加しています。説明文章の2段落中段に「〇〇〇」の影響により〜」2010年には590者まで回復したと理由を明記した方が良いのではないですか。	理由として「建設業、サービス業、製造業などの事業者数が増加したため」と追記します。	A

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
3	第3章 中小企業の振興に関する計画策定の基本方針 2 計画の基本方針 7頁	同ページ「4. 業種別の推移」では、グラフの色で小売業とその他、建設業と飲食店が同系色ですので、明確に色を変えてはどうですか。また、その他の業種とは何ですか。注釈を設けるなど、例示がある方がわかりやすいです。	グラフのカラーを改良します。その他は、農業、運輸業、金融業、医療、福祉等の業種です。注釈を設けます。	A

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
4	第4章 中小企業の振興施策の展開 1 基本方針ごとの方向性・取り組み内容 ②-B新たな事業活動の推進 10頁	P7計画の基本方針で①企業力の向上、②企業数の増加、③企業発信力の強化を柱としていることから、基本方針のワクのくりに入れた方が良いと考えます。 図例	計画の基本方針は、参考資料にある鞍手町中小企業振興基本条例第4条に基づいたものであり、柱を基本方針を支える幹に例えるならご指摘のとおりでございますが、ここでは、計画の8ページから10ページにかけて、各基本方針の詳細を記述していることから、それらを強調するため、あえて別枠とします。	D

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
5	第4章 中小企業の振興施策の展開 1 基本方針ごとの方向性・取り組み内容 ②-B新たな事業活動の推進 10頁	10ページ②-B新たな事業活動の推進の[基本的施策](1)地域資源活用の促進に鞍手町としてブランド化したい商品の文章を付け足してはどうですか。11ページでは町の役割として協力連携して中小企業振興施策を実施する図となっています。 (例)鞍手町の特産である「ぶどう」のブランド化や商工会が中心となって進めている「きらくソース」の商品活用など資源の掘り起こしに努めます。など	鞍手町中小企業活性化計画の策定後に、各施策について検討し、取り組み内容の詳細をまとめたアクションプランを作成する予定です。 よって、本計画にはブランド化した商品の名称等の詳細は記載しないこととしております。	D